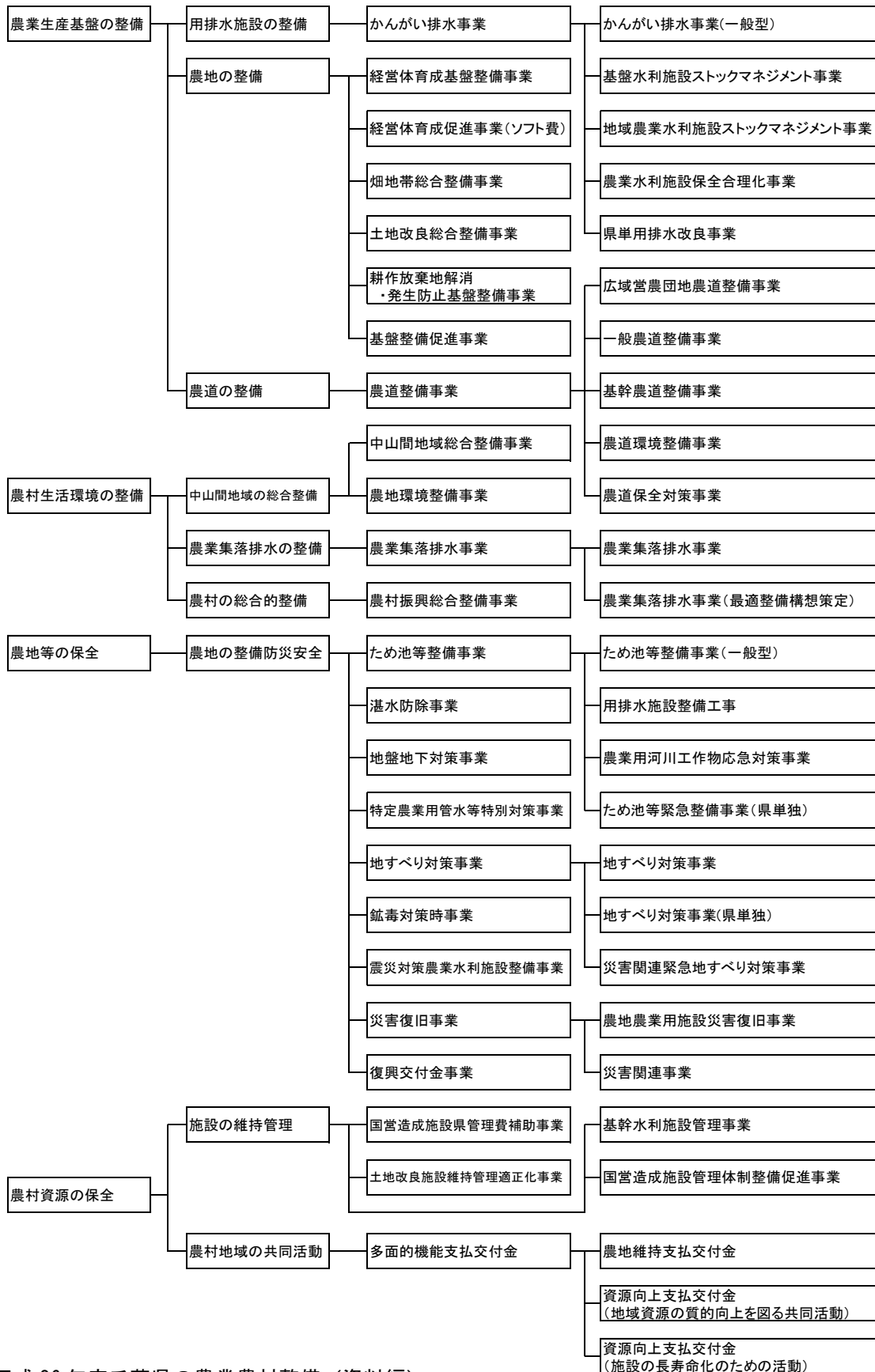


## 農業農村整備事業の体系



平成 26 年度千葉県農業農村整備 (資料編)

## 1. 農業生産基盤整備

農業生産の基盤となる土地や水資源を確保し、その整備水準を高め、生産基盤の強化を図ることにより生産性を向上させるとともに、担い手の育成などを推進している。

### (1) 用排水施設整備

#### ① かんがい排水事業

農業生産の基礎的条件である農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良など水利条件を整備することにより、水利用の安定・合理化を図るために行う事業である。本市では、次の事業が行なわれている。(表Ⅻ-1、2)

表Ⅻ-1 かんがい排水事業(県営)

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体	備考
村田川	1,054	S20~23 2,750	草刈堰土地改良区連合	用水 1.5 km
廿五里	428	S28~36 114,170	東海千種土地改良区	頭首工
養老磯ヶ谷	117	S23~24 5,795	養老土地改良区	用水 1.6 km
西 広	386	S47~54 1,070,000	五井連合土地改良区	頭首工
今津川	225	S57~H3 807,000	市原市	用水 1.76 km
五井市原	312	H3~13 1,142,000	五井連合土地改良区	用水 3.67 km
海上	154	H3~14 1,733,000	海上土地改良区	排水 2.77 km 機場 1箇所

表Ⅻ-2 かんがい排水事業(団体営)

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体	備考
里見高滝	32	S30~31 4,100	加茂土地改良区	用水改良
妙 香	22	S32~33 4,000	—	〃
葉 木	24	S33~36 8,189	葉木用水組合	〃
戸田中央	96	S52~57 225,000	戸田中央土地改良区	機場 4箇所

※ かんがい

農作物の生育に必要な水を引き、耕作地をうるおすこと。

※ 頭首工

湖沼、河川などから用水路に必要な水を、引き入れるための施設。

② 用排水路施設整備など

市街化区域外の水路（河川法・下水道法の適用または準用を受けない水路）について、生活環境の改善及び水路機能の回復を目的とし、用排水路の改修及び浚渫などの維持管理を実施している。（表Ⅻ－3）

表Ⅻ－3 用排水路整備などの実績（平成27年3月末日時点）

種 別		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市単 事 業 (委託)	件 数 (件)	20	17	22	12	25
	工事延長 (m)	795	899	1,079	747	909
	事業費 (千円)	36,200	36,200	46,000	22,000	54,800
市単 事 業 (工事)	件 数 (件)	51	35	33	33	22
	工事延長 (m)	338	354	601	684	235
	事業費 (千円)	29,500	15,100	18,600	20,500	23,700

(2) ほ場条件の整備

① 経営体育成基盤整備事業

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、これらの経営体が必要とする生産基盤の確立を一体的に行う事業である。（表Ⅻ－4）

本事業は、従前の「ほ場整備事業」と「土地改良整備事業」が統合されたものである。国の施策は、従前に比べ、ソフトとハードの両面から農業の担い手育成をより重視したものへと転換している。

具体的には、大規模な農業経営を行う認定農業者や生産組織・特定農業団体を中心とした担い手を積極的に育成する一方、ハード面ではこれらの担い手の経営が円滑に行われるよう、高効率・高生産性の基盤整備を実施している。

※ ほ場

作物を栽培する田畑、農園のこと。

表Ⅻ－4 経営体育成基盤整備事業(県営)

事業主体	地区名	受益面積(ha)	事業年度	事業量
千葉県	海上	169	H8～21	区画整理 169ha 暗渠排水 156ha
千葉県	三和養老	102.9	H17～27 (事業施工中)	区画整理 102.9ha 暗渠排水 96.2ha

② 土地改良総合整備事業

複数の土地改良事業を総合的に実施する事業であるが、平成16年度新規採択事業からは場整備事業、土地改良総合整備事業が制度の見直しにより経営体育成基盤整備事業となった。(表Ⅺ-5～7)

◇実施済の事業◇

表Ⅺ-5 土地改良総合整備(県営)

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体	備考
佐 是	80	H4～14 900,000	佐是土地改良区	排水 4.1 km 暗渠排水 51ha
五井市原	312	H3～17 1,783,000	五井連合土地改良区	用排水 65.0 km 暗渠排水 180ha

表Ⅺ-6 ほ場整備(県営)

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体	備考
五井市原	387	S40～47 536,060	五井連合土地改良区	排水 3.3 km
三 和	172	S45～51 557,740	三和土地改良区	—
鶴 舞	150	S51～59 1,487,000	鶴舞土地改良区	揚水機場 1ヶ所
市原西部	103	S55～H2 1,297,800	市原西部土地改良区	—
加 茂	87	S58～H3 1,434,000	加茂土地改良区	—
皆 吉	76	S60～H5 885,000	皆吉土地改良区	—
海 原	61	H1～7 685,000	海原土地改良区	揚水機場 2ヶ所 井戸 5ヶ所

表Ⅺ-7 ほ場整備(団体営)

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体
八幡菊間	270	S26～28 7,000	八幡菊間土地改良区
養 老	117	S27～28 7,100	養老土地改良区
神 崎	25	S28～29 2,400	—

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体
市西養老	64	S28 2,272	市西土地改良区
八反歩	79	S33~36 9,180	—
南総西部	183	S35~38 36,394	中高根・戸田中央土地改良区
市原南部	50	S37~38 14,358	—
潤井戸	79	S40~42 62,075	潤井戸土地改良区
市西	74	S43~48 143,644	市西土地改良区
引田神代	36	S44~48 127,844	引田神代土地改良区
葉木	21	S45~47 52,765	—
安須	38	S45~48 84,630	安須土地改良区
荻作小田部	61	S47~51 365,525	—
大桶	34	S48~51 232,463	大桶土地改良区
下野	20	S49~51 110,380	—
久々津	26	S50~53 227,345	—
勝間	37	S51~54 288,800	—
大厩	44	S53~56 382,300	—
市原東部	64	S52~59 959,700	—
柏野	19	S55~59 144,500	加茂土地改良区
外部田	18	S55~59 214,000	外部田土地改良区
平野	10	S56~60 98,000	加茂土地改良区

## 2. 農村整備

### (1) 農業集落排水事業

家庭からの生活雑排水の増加は、農村環境に水質汚濁という大きな問題を与えている。そこで、本市は、農業用排水及び公共用水の水質保全を図るため、し尿及び生活雑排水等を処理する農業集落排水処理施設を整備し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図っている。（表Ⅻ－8）

表Ⅻ－8 農業集落排水事業の概要

項 目	月 崎 地 区	朝 生 原 地 区
事業着工年度	H9	H10
総 事 業 費	968,000 千円	1,118,400 千円
計画処理人口	550 人	820 人
計画処理水質	BOD	10m g / ℓ
	S S	20m g / ℓ
	COD	20m g / ℓ
	T-N	20m g / ℓ
	T-P	2m g / ℓ
供用開始日	H14年4月1日	H15年11月1日
接続率（戸数比較）	76%	83%

（注）接続率は、平成27年3月末日時点

#### ① 受益者分担金

農業集落排水事業により施設の整備が行われると、事業区域の住民は快適な生活を享受できることとなる。税負担の公平性を維持するため、受益者負担の原則に基づき便益を受ける処理区域内の住民に建設費の一部を負担して頂いているのが、「受益者分担金」の制度である。

現在の受益者分担金は、月崎、朝生原地区ともに10万円／戸、それ以外の地区の場合は25万円／戸となっている。

#### ② 使用料

公共桝に接続し使用を開始すると使用料がかかるようになる。使用料は農業集落排水処理施設の維持管理と汚水を処理する費用の一部に充てられる。

月崎、朝生原地区ともに基本料金1,836円に世帯人員（処理対象人員）1人につき540円を加算した額を1か月の使用料としている。（消費税込）

(2) 農道整備等

市街化区域外の認定外道路（道路法の適用を受けない道路「里道」）について、生活環境の改善及び利便性の向上を図ることを目的に、舗装整備・維持管理を実施している。

(表Ⅻ－9)

表Ⅻ－9 農道整備等の実績

(平成27年3月末日時点)

種 別		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市単独 事業 (委託)	件 数 (件)	20	20	14	13	15
	工事延長 (m)	1,508	1,447	913	1,461	394
	事業費 (千円)	39,600	35,400	24,000	20,300	23,000
市単独 事業 (工事)	件 数 (件)	27	39	25	25	33
	工事延長 (m)	186	634	388	674	394
	事業費 (千円)	9,000	13,900	8,000	7,700	10,000

3. 農地などの保全

農業生産を維持し、農村居住者の生命や財産を守る農地防災・保全施設などの整備を行うとともに、土地改良施設の管理を行っている。

(1) 農地防災事業

農地防災事業とは災害を未然に防止し、人命・財産を守るとともに、農地及び農業用施設の保全を図るための災害対策事業である。ため池等の整備事業、湛水防除事業、災害復旧事業に大別される。

※ 湛水（たんすい）

水を溜める、水を張るの意。

① ため池等整備事業

ため池災害の未然防止はもとより、かんがい用水の安定的確保、管理の省力化、ため池の多面的な利活用、保全などを図る。(表Ⅻ－10)

表Ⅻ－10 ため池等整備事業

地 区 名	受益面積(ha)	事 業 年 度 事業費 (千円)	管 理 団 体	施 設 名
古 敷 谷	20.0	S58～63 68,500	加茂土地改良区	梨木堀堰
米 沢	18.0	S58～63 42,200	米沢安久谷土地改良区	大堰

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体	施設名
大和田	23.0	S59~H1 69,800	加茂土地改良区	大和田堰
下矢田	30.0	S59~H1 49,050	鶴舞土地改良区	志大保堰
石川	15.0	S59~H1 50,500	石川土地改良区	室戸堰
藪	5.0	S60~H1 19,600	藪岩土地改良区	中之谷堰
田代	3.0	S61~H1 25,060	加茂土地改良区	田代堰
上高根	28.0	S60~H2 64,020	戸田中央土地改良区	柳作下堰
新生	60.0	S60~H2 85,510	海上土地改良区	上堰・下堰
下田尾	19.0	S62~H2 31,680	下田尾土地改良区	桂沢堰
羽賀谷	9.0	S63~H2 49,200	米沢安久谷土地改良区	羽賀堰
新巻	6.0	S63~H2 41,320	市原市(新巻町会)	新巻堰
惣社	11.0	H1~4 49,150	市原市(惣社町会)	雷電堰
原田	11.0	H1~4 62,550	原田揚水組合	黄金堰
徳氏	3.6	H2~5 32,350	徳氏田堀水利組合	姥ヶ谷堰
廿五里	337.0	S58~H1 489,998	東海千種土地改良区	頭首工改修
奉免	26.0	H3~9 167,300	市原市	奉免堰
大桶	19.0	H5~9 65,750	大桶土地改良区	瀧ノ谷堰
皆吉	12.0	H4~10 128,100	皆吉土地改良区	神門堰
能満	11.0	H6~10 57,700	市原市	新堰
山口	9.9	H3~6 74,300	山口駒込土地改良区	大関堰
海保	17.9	H4~8 48,500	海保土地改良区	新堰
中郷	11.7	H7~12 154,000	中郷用水組合	中郷堰
武士	6.2	H9~12 84,500	市原市	水上堰
山小川	7.0	H13~16 101,000	山小川耕地水利組合	山小川堰



地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体	施設名
佐 是	42.3	H16~19 137,000	佐是土地改良区	新堰
宮 原	4.8	H22 9,954	宮原水利組合	宮原池
新 生	14.7	H23 9,555	海上土地改良区	新生堰

## ② 湛水防除事業

湛水防除事業とは、土地改良事業により整備された排水施設が、耐用年数期限内に条件の悪化による湛水被害など、機能低下したものの機能回復を行う事業である。本市では次の事業が行なわれている。(表Ⅻ-11)

表Ⅻ-11 湛水防除事業(県営)

地区名	受益面積(ha)	事業年度 事業費(千円)	管理団体
海 上	119	S50~54 299,000	市 原 市
三 和	39	H3~9 1,042,000	市 原 市
土 宇	58	H3~10 1,253,000	市 原 市

## ③ 災害復旧事業

台風などによって被害を受けた農地(耕作の目的に供される土地)及び農業用施設(かんがい排水施設・農業用道路及び農地または農作物の災害を防止するため必要な施設)の復旧事業であり、特に甚大な被害を受けた場合には、国庫補助事業の対象となる。



被災状況



復旧後

#### 4. 維持管理事業

土地改良事業で造成された農業用排水施設の機能維持及び補修を行うことにより、安定した農産物の生産を確保していくために行う事業であり、本市では以下の事業を行っている。

##### (1) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区などが資金を拠出して行う施設の整備補修などに対して国が助成する事業であり、本市では地元負担金の一部を補助している。(表ⅩⅡ-12)

表ⅩⅡ-12 維持管理適正化事業（平成 26 年度） 市補助金額 4,860 千円

事業主体	補助対象施設	事業内容
寺谷土地改良区	揚水施設	揚水機場整備補修工事
市西土地改良区	揚水施設	揚水機場整備補修工事
佐是土地改良区	用水施設	用水路整備補修工事

##### (2) 市単用排水施設整備事業

土地改良施設維持管理適正化事業の国庫補助採択要件に満たない事業に対して、市が単独で補助を行っている。(表ⅩⅡ-13)

表ⅩⅡ-13 市単用排水施設整備事業（平成 26 年度） 市補助金額 3,715 千円

事業主体	補助対象施設	事業内容
大桶土地改良区	揚水施設	深井戸ポンプ修繕工事
音無川水利組合	揚水施設	揚水機場ゲート設備補修工事
五井連合土地改良区	用水施設	農業用水管漏水修繕工事
下田尾水利組合	用水施設	農業用水管補修工事
山田揚水組合	揚水施設	水中ポンプ制御盤交換修繕工事
番場水利組合	用水施設	井戸用水管他修繕工事
五井連合土地改良区	揚水施設	揚水機場封水ポンプ交換修繕工事
戸田中央土地改良区	揚水施設	揚水機場機械設備他修繕工事
皆吉土地改良区	揚水施設	揚水機場建屋内部防水工事
佐是土地改良区	揚水施設	揚水機場水中ポンプ交換修繕工事

事業主体	補助対象施設	事業内容
滝谷揚水組合	揚水施設	揚水機場真空ポンプ取付及び配管工事
海上土地改良区	揚水施設	揚水機場ポンプ整備工事
妙香揚水組合	揚水施設	揚水機場揚水ポンプ整備工事
潤井戸土地改良区	用水施設	農業用水路他改修工事
加茂土地改良区	揚水施設	揚水機場高圧柱上開閉器（PAS） 更新工事

## 5. 多面的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うものである。(表Ⅻ-14)

### (1) 採択の要件

- ① 活動組織を立ち上げること
- ② 規約を制定すること
- ③ 活動計画を策定すること
- ④ 市と協定を結ぶこと

### (2) 負担の割合 国 50% 県 25% 市 25%

(新規地区)

田 5,400 円/10 a 畑 3,440 円/10 a

(継続地区：活動に取組み始めて6年目以降の地区)

田 4,800 円/10 a 畑 3,080 円/10 a

表Ⅻ-14 多面的機能支払交付金活動組織一覧表(平成26年度)

(単位：a)

番号	地区名	活動組織名	取組面積		
			田	畑	計
1	海上	海上地域環境保全会	17,919	1,633	19,552
2	市原西部	市原西部地区保全隊	9,430	580	10,010
3	皆吉	皆吉・金沢・志保井・藪 第一資源保全隊	8,337	199	8,536
4	加茂	加茂地区地域資源保全会	8,398	0	8,398
5	田渕	田渕地区保全活動会	1,898	0	1,898
6	引田神代	引田神代保全組合	2,668	309	2,977
7	市西	市西地区環境保全会	9,441	23	9,464

## 6. 中山間地域等直接支払交付金事業

平野の外縁から山間に至る中山間地域は、我が国の国土面積の約7割、経営耕地面積の約4割を占める重要な農業生産地域である。

本事業は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者に対して、交付金を交付する事業である。(表ⅩⅢ-15)

### (1) 対象地域 (旧町村名で区分)

市原市	平三村、富山村、里見村、白鳥村、内田村、高滝村、湿津村、養老村、牛久町
-----	-------------------------------------

### (2) 対象農用地

- ① 勾配が田で20分の1以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の農用地(急傾斜)
- ② 勾配が田で10分の1以上20分の1未満、畑で8度以上15度未満の農用地(緩傾斜)
- ③ 自然条件により小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率及び耕作放棄率が市の定める基準以上である集落に存する農用地など

### (3) 採択の要件

- ① 集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結すること
- ② 5年間以上農業生産活動を継続すること
- ③ 1ヘクタール以上の一団の農用地であること

### (4) 協定で取り決める内容

- ① 協定の対象となる農用地の範囲
- ② 構成員の役割分担
- ③ 集落マスタープラン(集落の将来像とそれを実現するための5年間の活動計画)
- ④ 協定で取り組む活動内容
- ⑤ その他、交付金の使用方法など

### (5) 負担の割合 国 3分の1 県 3分の1 市 3分の1

(体制整備単価)

田	急傾斜	21,000円/10a
	緩傾斜	8,000円/10a
	小区画・不整形	8,000円/10a
	高齢・耕作放棄	8,000円/10a

※ 畑、草地、採草放牧地も対象農用地となるが、本市では田のみを対象農用地としているため省略する。

(基礎単価)

体制整備単価の8割

表Ⅻ-15 集落協定締結組織一覧表（平成26年度）

番号	集落名	参加農業者数（人）	取組面積（㎡）	単価区分
1	徳 氏	8	21,829	体制整備単価
2	折 津	6	21,224	体制整備単価
3	古 敷 谷	12	54,774	基礎単価
4	平 野	11	23,875	基礎単価
5	大 戸	17	31,744	基礎単価
6	上古敷谷	8	33,422	基礎単価
7	山 口	22	185,849	体制整備単価

## 7. 農村公園

農村環境の向上を図り農村振興に寄与することを目的として設置したもので、現在、市内には13箇所の農村公園があり、周辺住民が利用している。（表Ⅻ-16）

表Ⅻ-16 市原市農村公園一覧表（平成27年3月末日時点）

番号	名 称	面積（㎡）	所在地	設置年度	施 設 の 内 訳
1	南岩崎農村公園	2,000	南岩崎 415	S51	水飲場、公園灯1基、ベンチ4脚、砂場、プラコ
2	養老農村公園	1,001	養 老 787-21	H2	東屋、水飲場、園名柱、公園灯(300W)1基、すべり台、プレイスリング3基、ベンチ3脚
3	不入農村公園	1,528	不 入 190-2	H2	東屋、水飲場、園名柱、公園灯(300W)1基、すべり台、プレイスリング3基、ベンチ3脚
4	大和田農村公園	971	大和田 143	H2	東屋、水飲場、園名柱、公園灯(300W)1基、トイレ(水洗)、すべり台、プレイスリング3基、ベンチ3脚
5	小谷田農村公園	1,000	小谷田 806-12	H2	東屋、水飲場、園名柱、公園灯(300W)1基、トイレ(水洗)、すべり台、プレイスリング3基、ベンチ3脚
6	飯給農村公園	1,206	飯 給 991	H2	東屋、水飲場、園名柱、公園灯(300W)1基、トイレ(水洗)、すべり台、プレイスリング3基、ベンチ3脚

番号	名称	面積(㎡)	所在地	設置年度	施設の内訳
7	月崎農村公園	1,058	月崎 304-1	H2	公園灯(300W)2基、園名柱、フェンス(H=4.5m L=50m)、ベンチ6脚、プレイスリング3基、 ブランコ、ウンテイ、シーソー、グローブジャングルジム、す べり台
8	田淵農村公園	1,961	田淵 799-1	H3	園名柱、公園灯(300W)2基、フェンス(H=4.5m L=45m)、ベンチ6脚、すべり台、シーソー、 プレイスリング3基、グローブジャングルジム
9	上古敷谷農村公園	1,101	古敷谷 947-3	H3	園名柱、水飲場、トイレ(水洗)、ベンチ4脚、 プレイスリング1基
10	下古敷谷農村公園	1,000	古敷谷 379-5	H4	園名柱、すべり台、ベンチ4脚、シーソー、 プレイスリング3基、グローブジャングルジム
11	本郷農村公園	976	本郷 424-6	H4	東屋、園名柱、トイレ、ベンチ4脚、ごみ箱1個、 すべり台、シーソー、プレイスリング3基、グローブ ジャングルジム
12	高滝農村公園	1,300	高滝 505-14	H4	園名柱、ベンチ4脚
13	西広堰農村公園	3,757	西広 989-3	H16	東屋、ベンチ3脚、パーゴラ1基、縁台2基、 案内板、駐車場、遊歩道、管理用道